

# 令和2年度 省エネ運転講習会助成金交付要綱

公益社団法人 福岡県トラック協会

〔目的〕

## 第1条

この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という。）が、専門の講習施設で実施される体験型講習会での事業用貨物自動車の運転者等の運転技術等の習得を通し、事業用貨物自動車から排出されるCO<sub>2</sub>及びNO<sub>X</sub>等の排気ガス低減、燃料費削減等、環境問題の改善に資する事を目的とする。

〔助成対象〕

## 第2条

県ト協に所属する会員事業所（以下「会員」という。）

〔受講対象者〕

## 第3条

会員に所属する運転者等とし、普通運転免許（以上）を所有していることとする。

〔講習施設〕

## 第4条

講習施設は、ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）とする。

〔講習会の日程〕

## 第5条

県ト協が指定する日程（別表）とする。

〔会員周知〕

## 第6条

県ト協は、講習会日程・講習会内容・申し込み方法等について会員への周知を行う。

〔講習会の申込手続き〕

## 第7条

会員は、講習会費用の助成を受けようとする場合、次の手順により講習会申込を行う。

- (1) 別添の講習会申込書をFAXでドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）へ提出する。但し、講習施設の定員を超える場合等により、受講ができない場合がある。
- (2) 「申込書」の提出期限は、別添講習会一覧の申し込み締切のとおりとする。

〔申込書の受付〕

#### 第8条

- (1) ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）は、会員から提出された「申込書」を先着順で受け付け、記載内容を確認のうえ、受講の可否について会員に連絡する。
- (2) 講習施設は、受講日の3日前までに受講上の注意等について直接会員へ連絡する。

〔講習会費の支払い〕

#### 第9条

- (1) 県ト協は、当要綱に基づく講習会費用の全額について助成する。  
講習会費用とは、日当交通費を除く受講に係る経費とする。
- (2) 助成金額は、1会員当たり33,000円（2名分、1名につき16,500円）を原則とする。但し、募集人員に満たない場合は、この限りではない。

〔研修の変更又は中止〕

#### 第10条

会員は、「申込書」を提出後、申込事項の変更又は講習会を中止する場合は、講習会受講日の2日前までに講習施設に連絡するものとする。

〔受講の変更又は中止の場合の費用負担〕

#### 第11条

講習会の受講が決定した会員は、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、講習会受講料の一部又は全額を負担しなければならない。

- (1) 講習会受講日の2日前を経過して申込事項の変更又は中止をしたとき。
- (2) 特別な事由無く、申し込みをした講習会を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。
- (3) 講習会において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為があったとき。

〔その他〕

#### 第12条

本要綱に定めのない事項に関しては、そのつど環境対策委員会の承認を得て処理する。

〔付 則〕

この要綱は令和2年4月1日から施行する。